

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

1. ポジティブリスト制度の導入

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）が残留する食品については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の一部が平成18年5月までに施行されることに伴い、原則として販売等を禁止するとともに、農薬等が当該食品に残留する量の限度について定められた規格に適合するものについては、例外的に販売等を認める制度、「いわゆるポジティブリスト制度」が導入される。

当該規格の設定は、通常、食品健康影響評価を踏まえて実施されるが、ポジティブリスト制度の導入時においては、その評価対象となる農薬等の数が多く、制度が導入されるまでに、それら全てについて食品健康影響評価を終えることは困難であることから、厚生労働省は、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき、食品健康影響評価を経ず、暫定的な規格を設定することとした。

2. 導入の方針

（1）一律基準の設定について

国内外において使用される農薬等は、その使用に先立ち、毒性などについて一般的に評価が行われており、その評価結果を踏まえ、使用対象作物や使用量などが制限されたり、使用される作物等に対してその使用方法や当該農薬等の食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）が設定されているが、一律基準は、残留基準が定められていない農薬等に対し適用されることとなる。

具体的には次のケースが対象となる。

外国でのみ使用されている特殊な農薬等が農作物等に残留する場合
農薬の意図しない飛散等により基準がない農作物等に残留する場合

（2）対象外物質の指定について

対象外物質は、一般に使用されている農薬等及びその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、その残留の状態や程度などからみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものを定めることとする。

(3) 暫定基準の設定について

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき設定されている農薬等の残留基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内で使用が認められている農薬等の登録保留基準などを網羅していないことから、国民の健康保護を図るとともに、ポジティブリスト制度の円滑な施行を図る観点から、現時点で残留基準が設定されていない農薬等について、コーデックス基準などを参考に暫定的な基準を定めることとする。

平成 17 年 5 月に公表した暫定基準（最終案）では 714 が掲載されている。

3 . 食品安全委員会における対応状況及び今後の予定

食品安全委員会は、平成 17 年 4 月に厚生労働省からポジティブリスト制度の導入に関する説明を受け、当該説明を踏まえて検討を行った結果、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、暫定基準を設定すべき農薬等の再点検、食品健康影響評価の効率的な実施に資するための計画（以下「リスク評価計画」という。）の策定等について、4 月 28 日付けで厚生労働大臣に意見を述べた（別紙）。

また、6 月 2 日の会合においては、暫定基準が設定された農薬等について、本基準を設定するに当たっての食品健康影響評価を速やかに実施する方法等を検討することとされた。

今後は、委員会は、専門調査会及び事務局体制の強化を図り、食品健康影響評価を精力的に実施していく予定であり、また、厚生労働省は評価結果を踏まえ、残留基準の設定を進めることとなる。

(1) これまでの経緯

平成 15 年	5 月 30 日	食品衛生法等の一部を改正する法律公布
平成 17 年	4 月 14 日	委員会において厚生労働省から導入方針の説明を聴取
	4 月 28 日	委員会から意見を表明
	6 月 2 日	厚生労働省から WTO 通報の方針等の説明を聴取

(2) 今後の予定

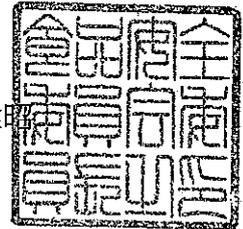
平成 17 年	9 ~ 10 月	委員会において暫定基準の評価の方法を審議 (パブコメの実施)
	10 ~ 11 月	厚生労働省から「告示方針」及び「優先評価物質リスト」の 説明を聴取
	11 月頃	「暫定基準」等を告示
平成 18 年	5 月	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行



府食第450号
平成17年4月28日

厚生労働大臣
尾辻 秀久 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について調査審議した結果、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、別添のとおり、貴大臣に対し、意見を述べるものである。

(別添)

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し、食品安全委員会としては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えてるので、今後、貴省におかれては、当該施策の推進に当たって、これらの事項に留意しつつ、食品の安全性の確保が図られるよう期待する。

- 1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）を設定すべき物質について再点検すること。
その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日摂取許容量（ADI）を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除等を含めて慎重に検討すること。
- 2 暫定基準については、当該制度の導入後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定し、当委員会の了承を得ること。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質については、指定される物質ごとにその根拠を明確化すること。
- 4 暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況等の把握に努めるとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に努めること。

- 5 当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。
- 6 今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと。

(参考) ポジティブリスト制度の導入の考え方

ポジティブリスト制度(農薬等の残留する食品の流通を原則禁止)

暫定基準の設定

農薬、動薬、飼料添加物 700超

ポジティブリスト制の施行までに、現行法第11条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定

↓
暫定基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

残留基準の設定

農薬58, 動薬3, 飼料添加物1

↓
残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

一律基準の設定

品目数の推定は困難

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの*について人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示

*

外国でのみ使用されている特殊な農薬等
意図しない飛散等による基準のない農作物等への残留農薬等

【基準値案】0.01ppm

↓
基準値を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

対象外物質

品目数100程度

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの**として厚生労働大臣が指定する物質を告示

**

食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性が無視できると評価された物質
特定農薬、微生物農薬、天敵農薬
食品、食品添加物 等

↓
物質毎に指定されたものは、ポジティブリスト制の対象外